

EAST JAPAN JUNIOR GRAND CHAMPION 2012

2012 年度
東日本ジュニアグランドチャンピオン大会

特別規則書

■主 管:東日本ジュニアカート協会

2012 年度 東日本ジュニアグランドチャンピオン大会 特別規則書

公示

本レースシリーズは、社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則、それに準拠した JAF 国内競技規則、JAF 国内カート競技規則とその付則、2010SL 規則及び大会特別規則に則って開催される。

※ 線は、2011 年度からの変更点です。

第1章 総 則

第1条 競技会の名称

2012 年度 東日本ジュニアグランドチャンピオン大会

英文表記:2012 EAST JAPAN JUNIOR GRAND CHAMPION COMPETITION

第2条 競技種目

第1種競技車両(JAF 国内カート競技車両規則に定められる車両)及び参考車両によるスプリントレース

第3条 競技会の開催クラス

- 1) コマー60
- 2)ミニ ROK
- 3)カデットオープン
- 4)スーパージュニア

第4条 東日本ジュニアカート協会加盟コース

- | | |
|------------------|--|
| 1)大井松田カートランド | 〒259-0147 神奈川県足柄上郡中井町鴨沢 456-2
☎0465-81-2557 FAX0465-81-2888 |
| 2)新東京サーキット | 〒290-0256 千葉県市原市引田 249
☎0436-36-3139 FAX0436-36-3314 |
| 3)サーキット秋ヶ瀬 | 〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保 1099
☎048-855-7862 FAX048-854-8280 |
| 4)榛名モータースポーツランド | 〒370-3502 群馬県北群馬郡榛東村山子田 2205
☎0279-54-8199 FAX0279-55-9001 |
| 5)茂原ツインサーキット | 〒297-0044 千葉県茂原市台田640
☎0475-25-4433 FAX0475-26-5116 |
| 6)イタコモータースポーツパーク | 〒311-2402 茨城県潮来市大生804
☎0299-66-1725 FAX0299-66-515 |

第5条 オーガナイザー名称と住所

サーキット秋ヶ瀬 〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保 1099

☎048-855-7862 FAX048-854-8280

第6条 グランドチャンピオン大会組織委員会及び審査委員会

特別規則書付則にて示す。

第7条 大会役員及び競技役員

特別規則書付則にて示す。

第8条 グランドチャンピオン大会開催日、開催場所、主催者並びに大会事務局

- 1)開催日 2012年12月9日(日)
- 2)開催場所 サーキット秋ヶ瀬 〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保 1099
☎048-855-7862 FAX048-854-8280
- 3)主催者並びに大会事務局
主 催 サーキット秋ヶ瀬
大会事務局 〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保 1099
☎048-855-7862 FAX048-854-8280
主 管 東日本ジュニアカート協会

第2章 参加申し込み

第9条 参加定員

参加受付台数は、各クラスとも50台として、台数を超えた場合は大会事務局にて抽選とする。
ただし、予選、決勝ヒートのグリッド数は公式通知にて発表される。参加台数が5台に満たないクラスは不成立とする。

第10条 参加資格

- 1)エントラント:JAFが発給する期限有効なカートエントラントライセンス所持者であること。
- 2)ドライバー:東日本ジュニア加盟コースにおいて開催されているレースに参加している事が条件とする。
 - ①コマー60クラス:
東日本ジュニア認定コースにおいて、開催されているレースに参加している事が条件とする。
オーガナイザーが認めた者で、かつ親権者がJAFカートライセンスまたはSLOカートライセンスを所有していること。
参加できる学年は、小学生以上。
 - ②ミニROKクラス:
東日本ジュニア認定コースにおいて、開催されているレースに参加している事が条件とする。
SLOカデットライセンス以上またはJAFカートジュニア国内B以上ライセンス所持者。ドライバーがライセンス取得年齢に満たない場合は、親権者がJAF国内B以上のライセンスまたはSLOカートライセンスを所有していること。
参加できる学年は、小学3年生～中学1年生。
 - ③カデットオープンクラス:
東日本ジュニア認定コースにおいて、開催されているレースに参加している事が条件とする。
SLOカデットライセンス以上またはJAFカートジュニア国内B以上ライセンス所持者。
参加できる学年は、小学2年生～
 - ④スーパージュニアクラス:
東日本ジュニア認定コースにおいて開催されているレースに参加している事が条件とする。
SLOカデットライセンス以上またはJAFカートジュニア国内B以上ライセンス所持者。
参加できる学年は、小学5年生～中学3年生。
- 3)※満10歳未満のドライバーが出場する際は親権者もしくは保護者がJAFカートライセンスまたはSLOカートライセンスを所有していること。(全クラス適用)
※初心者ドライバーで技術レベルが未熟な者、または公序良俗を乱す者に対しては参加を認めない場合がある。
※参加年齢の上限は協会が認めた場合、その限りではない。
※加盟コース以外の地エリアからエントリーがあった場合、協会が認めた者については出場可とする場合がある。
- 4)ピットクルー:
ドライバー1名につき2名までとする。
※学年度の解釈は、1月1日～翌年3月31日の間を言う。

第11条 グランドチャンピオン大会参加申し込み受付期間

- 1)大会開催日30日前より5日前までとする。

2)参加申し込みは、オーガナイザーが指定する所定の方法とする。

3)参加申し込み

参加申し込みは参加料と保険料を添えて行い、併せて下記の書類に記入し提出しなければならない。

①参加申込書(弊協会ホームページ <http://www.ejka.com/>よりダウンロードできます)

②競技会参加に関する誓約書

③車両登録申告書

第12条 参加料及び保険料

ドライバーの参加料(消費税込み)及び保険料は下記の通りとする。

1)コマー60 11,000 円

2)ミニ ROK 13,000 円

3)カデットオープン 13,000 円

4)スーパージュニア 13,000 円

※上記料金は保険料、ピットクルー登録料1名分を含む。

※ピットクルー登録料の追加は1名につき下記の通り。

(2名まで登録可)。1,000円

第13条 参加受理と参加拒否

1)参加申込者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通知される。

2)参加を拒否された申込者に対しては、参加料が返還される。

3)参加を受理された後、参加を取り消す申込者に対して参加料は返還されない。

第14条 参加車両

本特別規則書の技術規定に準拠しているカートであること。

第3章 競技に関する規定

第15条 公式車両検査

1)「JAF国内カート競技規則」競技会参加に関する規定第3章に基づき、車両検査が行われる。

この際に非合法的な部分がありながらも、なお、技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は、旗の指示を受ける場合がある。

2)車両検査の日時及び場所は、公式通知にて告知する。

3)ドライバーは公式車検に立ち会わなければならない。その際、服装に関しても「JAF国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定第3章第12条において、技術委員の検査を受けなければならない。

4)「JAF国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第8章第30条、第31条に基づき計量が行われる。

第16条 自動計測装置(トランスポンダー)

1)オーガナイザーが自動計測装置を用意している場合は、参加者は車検時までには車両にこの装置を取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合は、該当車両及びドライバーは出走を認めない。

2)自動計測装置の配布は、選手受付時に行い、返却については各レース終了後1時間以内とする。

第17条 公式練習

「JAF国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第6章第23条に基づく公式練習を行う。

ただし、ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コースで停止した場合も公式練習に参加したものと認められる。

第18条 タイムトライアル

タイムトライアルは、1ラップ計測もしくは5分以上の計測の内、どちらかで行うものとする。

1)全てのドライバーは、タイムトライアルもしくは5分間以上の自動計測によるタイムアタックに参加しなければならない。タイムトライアルに参加しない場合は、タイムトライアル失格とし、予選ヒート最後尾スタートとなる。

2)出場台数が当該競技開催コースの決勝進出台数を超えた場合の出走順は、ゼッケン番号により奇数、偶数にグループ分けを行い、各グループの最小ゼッケン番号のドライバーの抽選により決定する。

- 3) タイムトライアルに際しては、各カートの1ラップのウォーミング・アップに続いて1ラップの計測ラップを走行する。
ただし、ベストラップタイムが同タイムの場合は、先にタイムトライアルを行った者を優先する。
- 4) 5分計測の場合は、同タイムの場合、セカンドタイムを採用する。2ラップ目も同タイムの場合は、3番目のタイムにより決定する。
- 5) 5分計測の場合、タイムトライアルとして設定された時間内であれば任意に出走し、時間内であればコース内で停止した場合も再トライできる。但し、ピットに戻った場合は再トライすることはできない。
- 6) その他の方法で行う場合は、公式通知に示す。

第19条 レースの方法

- 1) レースは、予選1ヒート、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。
- 2) その他の方法で行う場合は公式通知に示す。

第20条 予選ヒート

1) 予選ヒートの方法

予選第1ヒートのグリッドポジションは、タイムトライアルの成績による。

2) 予選ヒートのグリッドポジション

- ① ケース A: タイムトライアルでグループ分けがなかった場合、ドライバーが記録した最速タイムの順番による。
- ② ケース B: タイムトライアルでグループ分け(2組)があり、一方の組の最速タイムと別の組の最速タイム差が 102%を越えない場合、出走したグループに関わらず、各ドライバーが記録した最速タイムの順番による。
- ③ ケース C: タイムトライアルでグループ分け(2組)があり、一方の組の最速タイムと別の組の最速タイムの差が 102%を越える場合、1位は第1組の最速タイム(総合最速タイム)とし、2位は第2組の最速タイム、3位は第1組の2番目に速いタイム、4位は第2組で2番目に速いタイム、5位は第1組で3番目に速いタイム、以下同様に決定する。
- ④ ケース D: さらにタイムトライアルでのグループ分け(3組以上)があった場合、上記②および③の原則に従い決定する。

ヒートポイント

1位	100点	2位	90点	3位	81点	4位	73点	5位	66点
6位	59点	7位	53点	8位	48点	9位	43点	10位	39点
11位	35点	12位	31点	13位	28点	14位	25点	15位	23点
16位	21点	17位	19点	18位	17点	19位	15点	20位	13点
21位	12点	22位	11点	23位	10点	24位	9点	25位	8点
26位	7点	27位	6点	28位	5点	29位	4点	30位	3点
31位	2点	32位	1点	以下	0点				

- 1) ポイントペナルティがあった場合は、以下の順位のポイントまで減算される。ただし、最下位ポイントを限度とする。その他のドライバーの順位の移動(順位の繰り上げ、繰り下げ)はない。
- 2) 失格は最下位となる。ポイントも最下位ポイント(何人いても)となる(A グループのグリッド数に準ずる)。不出走者は最下位より1位以下の順位のポイントとなる。ただし、0点を限度とする。
- 3) 予選ヒートの周回数は、特別規則書付則にて示す。
- 4) その他の方法で行う場合は公式通知に示す。

第21条 セカンドチャンスヒート

1) セカンドチャンスヒートの出場資格

予選ヒートを通過しなかった者は、予選ヒートのポイントの多い順にセカンドチャンスヒートに出場し、上位5台が決勝に出場する資格を得ることができる。

- 2) セカンドチャンスヒートの周回数は、特別規則書付則にて示す。
- 3) その他の方法で行う場合は公式通知に示す。

第22条 決勝ヒート

- 1) 予選ヒートを通過したドライバーのみで行う。
- 2) グリッドは予選ヒートの結果順による2列のカートからなる。
- 3) 決勝ヒートの周回数は、特別規則書付則にて示す。
- 4) その他の方法で行う場合は公式通知に示す。

第23条 スタートの方法

- 1) スタートはローリングスタートとする。スタートの方法はJAFカート競技会運営に関する規定第28条を適用する。ローリング中、各ドライバーはオーガナイザーが定める区間で追い越し及び割り込みは禁止され、これを違反した者は、そのヒ

ート失格とする。

スタートライン 25m手前に引かれた黄色のラインを越えるまでは加速してはならない。

ローリング隊列のペースを乱す者があった場合は、白・黒旗が示される。フロントローで、それが繰り返された場合は、最後尾に繰り下げられる場合がある。

ローリングに遅れた者が、列の前に出て待つような行為をしてはならない。

ローリングに大きく遅れ、競技長により指示(白地に赤のバツテンのボード表示)された者及びローリング中にピットインした者と周回遅れの者は、最後尾に着かなければならない。

ローリング中にコースをショートカットすることは禁止される。

ローリング中にポールまたはセカンドのカートが停止または遅れても、ローリングは続行される。その際、先頭にいる者にローリングのペースを保つ義務が生じる。

スタートは、スタートフラッグが振られても自分のカートがコントロールラインを越えるまで追い越し、はみ出してはならない。

スタート後、先頭のカートが1周するまでにスタートラインを越えないカートは、そのヒートを出走することはできない。

- 2)旗の信号についてはカート競技会運営に関する規定・第 13 条に従う。ただし、スタート合図は、オーガナイザーの旗または信号を用いる場合がある。
- 3)コースアウトに対するペナルティは、競技長の判断による。
- 4)走路審判員が反則または妨害行為とみなしたものについては、ペナルティが科される。さらにその行為が2回以上に及ぶときは失格とする。
- 5)ドライバーサインは次の通りとし、これを怠った者に対しては、ペナルティが科せられることがある。
 - ①コース上で停止した場合のサインは、両手もしくは片手を頭上に高く上げる。
 - ②ピットイン・ピットアウトのサインは、片手を頭上に高く上げる。
 - ③ミススタート旗が示された場合は、各自、片手を頭上に上げ、スピードダウンし、元のローリングスタート時のポジションに戻るものとする。
 - ④ローリングに大きく遅れ、競技長により指示(白地に赤バツテンのボード表示)された者及びローリング中にピットインした者と周回遅れの者は、最後尾に着かなければならない。
 - ⑤スローダウンする者は、片手を高く上げる。

第24条 その他競技に関する一般事項

- 1)旗の信号については「JAF 競技会運営に関する規定」第3章に従う。ただし、スタート合図は、オーガナイザーの旗または信号を用いる場合がある。
- 2)コースアウトに対するペナルティは競技長の判断による。
- 3)走路審判員が反則または妨害行為とみなした者については、ペナルティを科す。さらに、その行為が2回以上に及ぶときは失格とする。
- 4)ドライバーサインは次の通りとし、これを怠った者に対しては、ペナルティが科せられることがある。
 - ①コース上で停止した場合のサインは、両手を頭上に高く上げる。
 - ②ピットイン・ピットアウトのサインは片手を頭上に高く上げる。
 - ③ドライバーサインは次の通りとし元のフォーメーションラップスタート時のポジションに戻るものとする。

フォーメーションラップに大きく遅れ、競技長により指示(白地に赤バツテンの表示)された者及びフォーメーションラップ中にピットインした者と周回遅れの者は、最後尾に着かなければならない。
 - ④スローダウンするドライバーは、片手を高く上げる。
- 5)公式練習、タイムトライアル及びレース中(フォーメーションラップを含む)コース上で停止した場合は、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示があり、自力で再発進できる場合にのみレースに復帰できるものとする。但し、自力でカートを押してエンジンを始動することは認められない。

復帰するための最小限の方向転換は認められる。
- 6)レース中は、コースを外れてショートカットすることは認められず、当該行為はコースアウトとみなされ、ペナルティの対象とする。
- 7)公式練習、タイムトライアル及びレース中(フォーメーションラップを含む)にリタイヤしたドライバーは、自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、そのヒートが終了するまで車両から離れてはならない。また、その際、ヘルメットは着用していること。
- 8)競技中の燃料補給は禁止する。
- 9)消火器の携帯
各ドライバーは全ての競技において、下記の条件を備えた消火器を1本以上備えていなければならない。

また、ピット、パドックでの火気厳禁の徹底に努めなくてはならない。

[携帯用消火器の条件]

種類:ABC 粉末タイプ

サイズ:4型(内容量 1.2kg)以上

10)レースで使用出来るオイルは WAKO'S 2CRに限る。(※グランドチャンピオン大会のみ適用される。)

11)決勝レースにおいて上位 10 台を上限にオーガナイザーから燃料(混合)が配布される。当該ドライバーは配布された燃料の使用が義務づけられる。

ガソリンの銘柄、配布場所等については公式通知により発表される。

配布される燃料の混合比は 20:1 とする。

第25条 レースの終了

1)レース着順1位の者がフィニッシュラインを通過後2分以内に、カートが自力で同ラインを通過した者は、そのラップが加算される。完走者となるためには、チェッカーに関わらず、規定周回数の2分の1以上を完走していなければならない。

2)レースの順位は次の順序により、周回数の多い順に決定される。

①チェッカーを受けた完走者(規定周回数の2分の1以上を完了しチェッカーを受けた者)

②チェッカーを受けない完走者(規定周回数の2分の1以上は走行したが、チェッカーを受けなかった者)

③不完走者(チェッカーに関わらず、規定周回数の2分の1以上を完走していない者)

④同周回数の場合は、その周回を先に完了(コントロールラインを通過)した者を優先する。ただし、共に0周の場合はグリッド順による。

⑤不出走者(ヒートには参加したが、不可抗力によりスタートが出来なかった者)

⑥失格者

⑦不出場者(ヒートおよびレースに参加しない者)

3)レースは着順によるものとし、計時を行わない場合がある。

4)東日本ジュニアチャンピオンカップの成立は、各クラス区分ごとに5台以上の車両が出場しなければならない。5台に満たない場合は、そのクラス区分のレースは成立しない。この場合における出場とは、予選ヒートのスタートの際に5台以上のカートがコントロールラインを越えることをいう。

5)レース(ヒート)周回数の 60%以上が消化された場合、当該レースヒートが成立する。

第4章 ピットに関する事項

第26条 ピットイン

ピットインする場合は、ピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずピットストップしなければならない。これに違反した場合は当該ヒート失格となる。

第27条 ピットでの作業

ピットは指定された場所を使用しなければならない。また、ピット内で作業し得る者は、当該クラスに出場しているドライバーと、ピットクルーのみとし、ピットクルーは指定されたピットゼッケンまたはクレデンシャルを装着しなければならない。

走行中のドライバーに対してピットサインを送る場合は、ピットクルー1名に限り、各自のピットエリア内においてのみ表示することができる。レース中、燃料の補給をしてはならない。

第28条 ピットクルー

「カート競技会参加に関する規定」第3章第 18 条に基づき、ピットクルーの行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属するが、レース中における場合は、ドライバーに直接統括の責任があるものとする。ピットクルーによる規則違反は当該ドライバーに対する黒旗の指示となることがある。

第29条 ピット内

ピットにおける火気の使用を禁止する。燃料の容器は、20 リットル以内で消防法に適合した金属製の携行缶でなければならない。

第30条 レース中のピットクルー

レース中、ピットクルーは自己のピットを離れてはならない。

第31条 車両保管

レース終了後の車両保管及び検査は、次の通りとする。

- 1)全車両保管及び再車検を行う。保管が解除になったカートは、エントラントが速やかに引き取らなければならない。
- 2)保管時間は 30 分以上、所定の場所で行われる。
- 3)技術委員はスタートした全ての車両に関し、車検を行う権限を保有するものとする。技術委員が検査を行う際は、エントラントもしくはその代理人が責任を持って車両の分解及び組立を行わなければならない。
ただし、関係役員、エントラント及びドライバー以外は車検に立ち会うことはできない。
- 4)技術委員が行う本条項の検査に応じない場合は失格とされる。上記に対する違反は、競技長によって勧告され、大会審査委員会によりペナルティが科せられる場合がある。

第5章 ペナルティに関する事項

第32条 ペナルティ

- 1)ペナルティは次の8種がある。
 - ①警告
 - ②罰金
 - ③タイムペナルティ
 - ④ポイントペナルティ
 - ⑤ラップペナルティ
 - ⑥順位降格ペナルティ
 - ⑦失格
 - ⑧ポイントの剥奪及び出場停止
- 2)警告は、その必要ありと認められた軽反則に対して発せられる。
- 3)罰金は、成績に対するペナルティまでに至らない程度の違反に適用される。
- 4)タイムペナルティは、音量測定結果によりタイムトライアルに適用される。
- 5)ポイントペナルティは、失格にならない程度の違反に対し、予選ヒートおよび決勝レースに与えられる。
- 6)ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に適用される。
- 7)順位降格ペナルティは、失格にならない程度の違反に対し、予選ヒート及び決勝レースに与えられる。
- 8)失格は下記の反則行為に科せられる。
 - ①違法または不当に得たアドバンテージ。
 - ②故意に自己または他人の安全をかえりみることなく行う危険行為。
 - ③与えられたオフィシャル指示を故意に無視した際。
 - ④与えられたフラッグサインの無視。
- 9)ポイントの剥奪および出場停止は、下記の反則行為に科せられる。
 - ①東日本ジュニアチャンピオンカップ特別規則書、第 12 章、第 61 条(1)、(2)を違反したことが発覚した場合。
 - ②本大会および他のコースにおいて重大な違反を犯したドライバーに対して適用される。

第6章 抗議に関する事項

第33条 抗議

- 1)主催者の判定に異議がある場合は、書面をもって抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して、大会審査委員会に提出するものとする。
 - 2)抗議提出の時間制限
 - ①競技に関する抗議: 当該、暫定結果発表後 30 分以内。
 - ②車輛に関する抗議: 自己のカート車検終了後ただちに 15 分以内。
 - 3)抗議料 20, 300円(消費税含む)
- ※尚、10 歳以下のドライバーが参加するカテゴリーにおいては、一切の抗議を受け付けない。

第7章 成績及び賞典に関する事項

第34条 成績決定及び賞典

- 1)決勝ヒートの順位により決定する。
- 2)賞典はドライバーに対して行われる。
- 3)賞典内容は下記の通りとする。
各クラス 優勝～6位 正賞、副賞(各主催者に準ずる)

第8章 広告に関する事項

第35条 広告

- 1)ナンバープレートに広告を表示することは認めない。
- 2)オーガナイザーは、下記のものに対して抹消する権限を有し、オーガナイザーが認めたスポンサーのロゴステッカーの表示は、ドライバーはこれを拒否することはできない。
 - ①公序良俗に反するもの。
 - ②政治・宗教に関連したもの。
 - ③本大会に関係するスポンサーと競合するもの。

第9章 その他の一般事項

第36条 損害の補償

- 1)参加者は参加車両及びその付属品並びにコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとする。
- 2)エントラント、ドライバー、ピットクルーは、コース所有者及びオーガナイザー、大会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了解していなければならない。

第37条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは、下記の権限を有するものとする。

- 1)参加申し込みの受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- 2)大会冠スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
- 3)止むを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可することができる。
- 4)全てのエントラント、ドライバー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、映像などの報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。

第38条 大会の延期及び中止

「JAF 国内カート競技規則」カート競技会組織に関する規定第1章第6条に基づき、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。

大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料は全額返還される。ただし、保険料は返還されない。なお、エントラント及びドライバーは、これによって生ずる損失についてオーガナイザーに抗議する権限を保有しない。さらに、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て、大会の内容を変更する権限も併せて保有するものとする。これに対する抗議は認められない。

第39条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は公式通知によって示される。

公式通知は、

- 1)エントラントもしくはドライバーの住所に郵送される。

- 2)大会事務局に掲出される。
 - 3)パドックの掲示板に掲出される。
 - 4)ドライバーズミーティングで指示される。
 - 5)緊急の場合は場内放送で伝達される。
- 以上の方法によって参加者に通告される。

第40条 誓約書の署名

エントラント、ドライバー及びピットクルーは参加申込用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければならない。

第41条 本規則の解釈

- 1)本規則の解釈並びに競技の細則に関する疑義については、事務局宛に質問できる。
- 2)ローカルレースは各コースの特別規則書に準拠する。

第42条 本規則の違反

本規則に対する違反は、大会審査委員会の決定により宣告される。

第43条 本規則の効力

本規則は、参加申し込み受付と同時に効力を発する。

第10章 エンジン及びカートに関する事項

第44条 シャシー、エンジン及びタイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジン及びタイヤは、車両申告書に登録済みのもののみとし、下記の個数が認められる。タイヤにバースト等が発生した場合は、技術委員長の許可を受けて当該の1本のみ交換することができる。ただし、主催者が用意する新品タイヤ(定価販売)のみとする。競技長がドライ宣言を行った場合は、ドライタイヤのみ使用が認められる。ドライ宣言を解除した場合は、その限りではない。

- 1)コマー60 クラス
シャシー 1台
エンジン 2基
タイヤ 各1セット(スリック、レイン)
- 2)ミニROKクラス
シャシー 1台
エンジン 2基
タイヤ 各1セット(スリック、レイン)
- 3)カデットオープンクラス
シャシー 1台
エンジン 2基
タイヤ 各1セット(スリック、レイン)
- 4)スーパージュニアクラス
シャシー 1台
エンジン 2基
タイヤ 各1セット(スリック、レイン)

第45条 シャシー／フレーム

全てのカートは「JAF国内カート競技車両規則」第2章に合致した第1種競技車両であること。

第46条 タイヤ

- 1)コマー60
ドライ:ダンロップ F:SL83/J、R:SLJ
レイン:ダンロップ SL-W2

2)ミニ ROK

ドライ:ブリヂストン YJL
レイン:ブリヂストン SL94

3)カデットオープン

ドライ:ヨコハマ SLJ
レイン:ヨコハマ SL03

4)スーパージュニア

ドライ:ブリヂストン SL07
レイン:ブリヂストン SL94

第47条 最低重量

- | | |
|------------|-------|
| 1)コマー60 | 90kg |
| 2)ミニ ROK | 110kg |
| 3)カデットオープン | 110kg |
| 4)スーパージュニア | 138kg |

※最低重量を満たすために、バラストを積む必要がある場合は、バラスト本体全て固形材料を用い、車体に 6mm 以上のボルト、ナット、ロゼットワッシャーなどで、強固に取り付ける。取り付けるボルトは最低2箇所以上とする。

第48条 ゼッケンナンバー

「JAF 国内カート競技車両規則」第2章第9条に従って、前後に取り付けること。

第49条 吸気消音器

CIK/FIA 公認またはヤマハ製の吸気消音器を取り付けなければいけない。
吸気孔の最大径は 22mm以下とする。カデットオープン・スーパージュニアは23mm以下とする。ミニ ROK は、純正品のみとする。いかなる場合も公認書記載事項の変更は認められない。吸気パイプに加工、変更も禁止としドライ宣言が解除されたときのみウエットカバーの使用を認める。

第50条 ボディワーク

「JAF 国内カート競技車両規則」第2章第11条に従ったサイドボックス、フロントフェアリング、フロントパネルを必備とする。
なお、サイドボックスはシャシーに最小2カ所で強固に固定されなければならない。
リアプロテクションは全クラス必備とする。

第51条 発信器

- 1)データロガーの発光器は、指定された場所以外への設置は認めない。
- 2)テレメトリーシステムは一切禁止する。

第11章 クラス別競技車両規定

第52条 コマー60 クラス

1)エンジン:

Comer W60 エンジンのみ使用。

- ①メーカー市販状態に限る。改造は不可。すべての部品について純正品とする。
メーカー、輸入元にてすでに製造、販売を中止した部品の使用は認められない。
- ②最大気筒容量:61cc
- ③点火系統はいかなる改造も一切禁止され、かつまた市販状態でなければならない。但しプラグキャップの交換は可。
- ④クラッチはコマー社製の一体型のみを使用可能とし、その他の改造は一切禁止される。
一体型を使用する場合は旧型(アスベスト製)の使用は認められない。
- ⑤スパークプラグは、電極は1つで発火部形状は、プロジェクト(突出し)タイプか、スラント(斜方)タイプの市販されているもの。サイズはネジ部がΦ14mm×長さ12.7mmのものに限定される。
ガスケットの削除、追加は認められない。

型番指定:NGK社製=B□HVX、BPR□HIX、R5525□
DENSO社製=IWF□ BOSH社製=W08AS

⑥ドライブスプロケットは、コマー社製の「10 丁」～「12 丁」に限る。

⑦スキッシュ:

ピストンが上死点のとき、ピストンピン方向のどちらか片方が1mm 以上のスキッシュエリアを確保している事。計測は、1.6mm の鉛製ハンダを使用し、クラッチドラムナット M10 をゆっくり回転させて計測する。調整用のガスケットはメーカー純正品とする。

2)キャブレター:

Comer のエンジン純正のキャブレター(ティロットソン HL166、チョークレバー付き)のみとする。

改造は不可。ただし、ニードル調整ノブの取り付けは可能とする。(純正品のニードルのみ可)

インナーパーツ、ポンプ、ガスケット類も純正品とする。(ポンプの厚さは 0.07mmのもの。ガスケットは 0.5mmのもの)

インレットスプリングのみ自由とする。キャブレターフランジも純正品もしくは同型の製品のみとする。

3)マフラー:

Comer 純正の標準タイプを使用する。スポーツマフラー、エキゾーストの使用、一切の改造は禁止する。

4)吸気消音器:

キャブレターにCOMER純正フランジを取り付けて CIK/FIA 公認実績のあるノイズボックスの装着を必備とする。

吸気孔の最大径は22mm 以下とする。いかなる場合も公認書記載事項の変更は認められない。吸気パイプに加工、変更も禁止としドライ宣言が解除されたときのみウエットカバーの使用を認める。

5)シャシー/フレーム:

①材質 28Φ以下の磁気鋼管で、ホイールベース 950mm(+/-5mm)～850(+/-5mm)の MINI カート規格、BABY カート規格として製造され、市販されているシャシー。

リアアクスル 30Φ及び 25Φで磁気に感応する材質のシャフト。ただし中空の場合の肉厚は 4.9mm以上ブレーキは油圧式または機械式で、機械式を油圧式のものに取り替える事は可能だがフレームパイプにブランケットなどを溶接及び加工して取り付けることは認められない。

②ジュニアカート専用のサイドボックスを必備とする。

③フロントブレーキは禁止する。

④一般市販品のリアプロテクションを必備とする。

⑤JAF規定のシートプレートを必備とする。

⑥外装品とタイヤ位置規定については前後輪ともカウル等の外装品もしくはリアバンパーの一番外端から 1mm以上外に出ていること。(ウエット装着時は除く)

6)競技ナンバー:

①カートは、前方、後方及び側方から明瞭に識別できるよう、競技ナンバーを取り付けなければならない。

②ナンバープレートは、前後に必備とする。

③競技ナンバーは、車検を受ける前にオーガナイザーが指定したナンバーを取り付けなければならない。

第 53 条 ミニ ROK クラス

記載以外は(株)TONY KART JAPAN <http://www.tonykart.jp/technical.php?cate=J>を参照

1)エンジン:

①VORTEX MINI Rok とし、一切の変更・改造は禁止される。また全ての部品、取り付けはオリジナルからの変更を認めない。日本版公認書記載通りとする。

②スパークプラグ

NGK B□EGVもしくはB□EGのみ使用すること。

ガスケットの削除、追加は認められない。

③品番1751/1MRまたは1751/1KF(MI クラッチローター)を、取り付けることを義務付ける。

両方の部品を組み合わせることは禁止する。公認書記載寸法通り。

④スキッシュは左右合わせて1.4mm以上を確保する。計測は、1.6mmの鉛製ハンダを使用し、クラッチドラムナットM10をゆっくり回転させて計測する。エリアスキッシュエリアは純正ガスケットでの調整により行う。

⑤純正品以外で使用できる部品はプラグキャップ、オイルシール、サークリップ、スモールベアリング、ビックエンドベアリング、ガソリンホース、ケースベアリングとする。

2)キャブレター:

キャブレターは純正のデロルトPHBG 18 BSで無改造とする。オリジナルからの変更は認められない。
但し、メインジェットとアイドルジェットの交換及びスライドニードルのクリップ位置は自由とする。

3)排気系統:

純正品無改造。公認書記載寸法通り。

4)吸気消音器

純正品の旧型、新型の二種類使用可能。加工改造禁止。レイン走行時のみ雨カバー装着可能。

5)シャシー／フレーム:

- ①ホイールベース 950mm以下でチューブ径 28Φmm以下の市販されているジュニアカート。
- ②フロントブレーキ不可。
- ③リアアクスルΦ30 以下。
- ④JAF規定のシートプレートを必備とする。
- ⑤一般市販品のリアプロテクションを必備とする。
- ⑥外装品とタイヤ位置規定については前後輪ともカウル等の外装品もしくはリアバンパーの一番外端から1mm以上外に出ていること。(ウエット装着時は除く)

6)競技ナンバー:

- ①カートは、前方、後方及び側方から明瞭に識別できるよう、競技 ナンバーを取り付けなければならない。
- ②ナンバープレートは、前後に必備とする。
- ③競技ナンバーは、車検を受ける前にオーガナイザーが指定したナンバーを取り付けなければならない。

第54条 カデットオープンクラス

記載以外は [2012](#)SLO 規則に準拠

1)エンジン:

- ①日本国内仕様のヤマハ KT100SEC クラッチ付、セルスターター付とする。
エンジンは、切削付加等一切の変更、改造及び純正品以外の交換は禁止。
シリンダーヘッドガスケットは 3 枚使用し厚さは 1.2mm以上とする。
- ②スパークプラグ
電極は1つで発火部形状は、プロジェクト(突出し)タイプか、スラント(斜方)タイプの市販されているもの。
サイズはネジ部がΦ14mm×長さ19mmのものに限定される。
ガスケットの削除、追加は認められない。
型番指定:NGK社製=B□EG、B□EGV、R4304-□ DENSO社製=IW□
- ③クラッチ及びドライブsprocket共に純正品に限る。
- ④エンジン型式は7YA、7YB、7YD、7YE、7YF、7YU、7YTに限る。
- ⑤ヤマハ純正テーパージョイントを必備(黒色:7YU-13586-09)公差 ±0.5 以下
- ⑥ヤマハ純正のアルミプレート プレート1(7YA-14346-00)は装着禁止。
- ⑦ヤマハ純正のTCIローターの品番 7YT-85650-20 または 7YT-85650-00,01,10 改造切削禁止。

2)キャブレター:

キャブレターは、「WB3A」、「WB21」、「WB33」とする。改造は一切禁止される。
純正 14.5Φmmテーパージョイント装着(品番指定)

3)排気系統:

エキゾーストパイプ 7YT-14610-00,7YU-14610-00 溶接改造禁止。排気温度センサーの取付の場合のみ溶接が認められる。エキゾーストジョイントは金属製で破損しにくい物であり、内径に変化(テーパーや段付き加工品など)のあるものは禁止。また保護や消音の為にプロテクターの使用を許可する。

4)吸気消音器

キャブレターに 100cc クラス及び専用のフランジを取り付けて CIK/FIA 公認のノイズボックスまたはヤマハ製の装着を必備とする。吸気孔の最大径は 23mm 以下とする。いかなる場合も公認書記載事項の変更は認められない。吸気パイプに加工、変更も禁止としドライ宣言が解除されたときのみウエットカバーの使用を認める。

5)シャシー／フレーム:

- ①シャシーの銘柄は、東日本ジュニアカート協会認定シャシーまたは、SLO 認定シャシー、JAF 公認シャシーであること。
年式変更に伴う純正部品相互の交換は可。
- ②一般市販品のリアプロテクションを必備とする。
- ③JAF規定のシートプレートを必備とする。
- ④外装品とタイヤ位置規定については前後輪ともカウル等の外装品もしくはリアバンパーの一番外端から 1mm以上外に出ていること。(ウエット装着時は除く)
- ⑤ブレーキダクトは空気の取り入れ口の全辺の合計は 60cm以下で、空気通路は円形が望ましく円周または口径の辺の合計は 30cm以下とし装着できる本体はブレーキ側 1 本のみとし、金属などの使用は禁止で柔軟なプラスチック加工品を装着すること。
- ⑥シャフト長さ 960mm以下
- ⑦リム幅ドライ用フロント 130mm、リア 150mm(交差+1mm)以下

6)競技ナンバー:

- ①カートは、前方、後方及び側方から明瞭に識別できるよう、競技 ナンバーを取り付けなければならない。
- ②ナンバープレートは、前後に必備とする。
- ③競技ナンバーは、車検を受ける前にオーガナイザーが指定したナンバーを取り付けなければならない。

7)最低重量は、110kg (ドライバー乗車時)以上とする。

第55条 スーパージュニアクラス

エンジン規定についてはSL規則、シャシー規定についてはJAF FP-Jrクラスとし、記載以外は [2012SLO](#) 規則 YAMAHA SS クラスに準拠

1)エンジン:

- ①日本国内仕様のヤマハ KT100SEC とする。
エンジンは、改造は一切禁止され、市販状態でなければならない。
- ②スパークプラグ
電極は1つで発火部形状は、プロジェクト(突出し)タイプかスラント(斜方)タイプの市販されているもの。
サイズはネジ部がΦ14mm×長さ 19mmのものに限定される。
NGK 社製もしくはデンソー社製のプラグとする。但し製品は定番のものとし別注品(OEM 等)は認められない。
ガスケットの削除、追加は認められない。
- ③クラッチ及びドライブsprocket共に純正品に限る。
- ④エンジン型式は7YA、7YB、7YD、7YE、7YF、7YT、7YUに限る。
- ⑤ヤマハ純正 26Φジョイントを必備(オレンジ色:787-13586-00)公差 ±0.5 以下)
- ⑥ヤマハ純正のTCIローターの品番 7YT-85650-20 または 7YT-85650-00、01、10 改造切削禁止。

2)キャブレター:

キャブレターは、「WB3A」、「WB21」、「WB33」とする。改造は一切禁止される。

3)排気系統:

エキゾーストパイプ 7YT-14610-00,7YU-14610-00 溶接改造禁止。排気温度センサーの取付の場合のみ溶接が認められる。エキゾーストジョイントは金属製で破損しにくい物であり、内径に変化(テーパや段付き加工品など)のあるものは禁止。また保護や消音の為にプロテクターの使用を許可する。

4)吸気消音器

CIK/FIA 公認のノイズボックスまたはヤマハ製の装着を必備とする。吸気孔の最大径は 23mm 以下とする。
いかなる場合も公認書記載事項の変更は認められない。吸気パイプに加工、変更も禁止としドライ宣言が解除されたときのみウエットカバーの使用を認める。

5)シャシー／フレーム:

「JAF 国内カート競技車両規則」第2章に合致するもので、下記の細目を満たしていなければならない。

- ①シャシーの銘柄は、自由とする。ただしリアアクスルは 50φ以下とする。
- ②フロントフェアリング、サイドボックス、フロントパネルを必備とする。CIK-FIA 公認の元にステーの加工は禁止とする。
- ③フロントブレーキは禁止する。
- ④JAF規定のシートプレートを必備とする。

- ⑤一般市販のリアプロテクションを必備とする。
 - ⑥ブレーキダクトは空気の取り入れ口の全辺の合計は 60cm以下で、空気通路は円形が望ましく円周または口径の辺の合計は 30cm以下とし装着できる本体はブレーキ側 1 本のみとし、金属などの使用は禁止で柔軟なプラスチック加工品を装着すること。
 - ⑦外装品とタイヤ位置規定については前後輪ともカウル等の外装品もしくはリアバンパーの一番外端から 1mm以上外に出ていること。(ウエット装着時は除く)
- 6)競技ナンバー:
- ①カートは、前方、後方及び側方から明瞭に識別できるよう、競技 ナンバーを取り付けなければならない。
 - ②ナンバープレートは、前後に必備とする。
 - ③競技ナンバーは、車検を受ける前にオーガナイザーが指定したナンバーを取り付けなければならない。

第 12章 競技参加者の遵守すべき事項

第56条 誓約書への署名

競技会に参加しようとする者は、オーガナイザーの要求する誓約書に署名しなければならない。

第57条 秩序の維持

競技に参加する者は、諸規則に精通し、かつそれを遵守し、秩序ある行動をとらなければならない。

第58条 ドライバーの装備

次にあげるドライバーの服装は、競技を安全に行うため、装備の一部と見なされ、車検時に技術委員の承認を得なければならない。

1)ヘルメット:

ヘルメットは、フルフェイスタイプでなければならない、JIS-C 規格以上の規格に適合したものの使用が推奨される。

2)レーシングスーツ:

皮製もしくは JAF 及び CIK/FIA 公認のレーシングカートスーツの着用が望ましい。なお、スーパージュニア (FP-Jr) クラスにおいては、皮製もしくは JAF 及び CIK/FIA 公認のレーシングカートスーツの着用が義務づけられる。

3)グローブ:

グローブは、手首まで完全に覆うもので、皮製のものの使用が望ましい。

4)シューズ:

シューズは、足首まで完全に包むもので、ペダル操作に支障をきたさないレーシングシューズが望ましい。

5)全クラス参加ドライバーは、リブプロテクターベストの着用を必備とする。

6)全クラス参加ドライバーは、ネックガードの着用を必備とする。

第59条 ピット要員の統轄

大会期間中、ピット要員の行為に関する最終的責任は、エントラントに帰属するものとする。

第60条 燃料

1)「JAF 国内カート競技車両規則」第 8 条 19 に則った通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンを使用しなければならない。

2)エンジンオイルは、東日本ジュニアカート協会の認定オイル WAKO'S 2CR に限る(グランドチャンピオン大会のみ適用)。

3)ガソリンおよびエンジンオイルについて予告なく抜き打ち検査(タンク内の燃料を採取する等)を行う場合がある。この場合、エントラントは必ずその指示に従わなくてはならない。

なお、採取したタンク内の燃料を所定の検査機関に出した場合、第 60 条(1)、(2)に違反が認められた場合、検査費用はドライバーが負担するものとする。

4)オーガナイザーはガソリンおよびエンジンオイルの銘柄指定および供給方法を指定する場合がある。

この場合の詳細事項は公式通知に示す。

第61条 給油

レース中の給油は、特別規則に規定されている場合を除き、禁止される。ピット内に燃料を保管する場合は消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量 20 リッター以上の燃料を持ち込んで서는ならない。

第13章 保険

第62条 保険に加入

オーガナイザーの付保する保険の他に保険に加入することを推奨する。

1998年1月1日 制定	1998年1月1日 施行	1999年1月18日 改定
1999年1月18日 施行	1999年8月8日 改定	2000年1月1日 施行
2001年1月1日 改定	2001年1月1日 改定	2002年1月1日 改定
2002年3月1日 施行	2003年3月1日 改定	2003年3月1日 施行
2004年1月6日 改定	2004年3月1日 施行	2005年2月1日 改定
2005年3月1日 施行	2006年2月1日 改定	2006年3月1日 施行
2007年2月1日 改定	2007年3月1日 施行	2008年1月1日 改定
2008年2月1日 施行	2009年2月1日 改定	2009年3月1日 施行
2010年1月1日 施行	2011年1月1日 改定	2011年2月1日 実施
<u>2012年1月1日 改定</u>	<u>2012年1月15日 実施</u>	